（収納事務の委託）

　地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、収納の事務を次のとおり委託した。

　　令和七年四月一日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　岡山県知事　　伊 原 木　　隆　　太

一　委託した事務の内容

　　二の手数料の収納の事務

二　委託した収入の種類

　　岡山県計量関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第四十号）第二条の表の

一に規定する検定、同表の二に規定する装置検査及び同表の六に規定する基準器検査に係る手数料

三　委託を受けた者の名称及び所在地

一般社団法人岡山県計量協会

岡山市北区芳賀五三〇一

四　委託を受けた事務を行う場所

一般社団法人岡山県計量協会

岡山市北区芳賀五三〇一

五　委託の期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで